

日本科学者会議原発シンポジウム

# 「原発なくそう！九州玄海訴訟」 取り組みの現状

2013. 3. 4

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団

弁護士 近藤恭典

# 原発訴訟の主な形態

## 行政訴訟

被告 国

設置許可処分取り消し訴訟  
設置許可処分無効確認訴訟

## 民事訴訟

被告 事業者

人格権等に基づく差し止め訴訟



# 原発を巡る訴訟

	地裁	高裁	最高裁
伊方1号炉設置許可取消	×	×	×
東海第二設置許可取消	×	×	×
福島第二1号炉設置許可取消	×	×	×
伊方2号炉設置許可取消	×		
もんじゅ設置許可無効確認	×	○	×
泊1, 2号炉建設運転差し止め	×		
柏崎1号炉設置許可取消	×	×	×
伊方2号炉設置変更許可取消	×		
ウラン濃縮施設設置許可取消	×	×	×
低レベル放射性廃棄物処分施設設置許可取消	×	×	×
女川1, 2号炉建設運転差し止め	×	×	×
志賀1号炉運転差し止め	○	×	×
高浜2号炉運転差し止め	×		
島根1, 2号炉運転差し止め	×		
浜岡1-4号炉運転差し止め	×		

# 連敗の原因

全国連絡会代表 河合弘之弁護士

- ① 電力による「必要・安全キャンペーン」の裁判官への浸透  
住民を「狼少年」視
- ② 安全性の一応の立証で立証責任をクリア  
「設置許可、耐震設計指針、安全評価指針をパス」でOK  
→住民側に具体的危険性の立証責任
- ③ 御用学者によるじゅうたん爆撃的立証
- ④ 上からの締め付け、裁判官の事なかれ主義、行政依存体質



# 3・11以後は

全国連絡会代表 河合弘之弁護士

- ① 安全神話の崩壊  
住民の警告の真実性が明らかに
- ② 許可・指針をパスしたものが重大事故を起こした指針等は信用できない
- ③ 御用学者はいいかげんとわかった  
学者も慎重になる
- ④ 安易に運転認容判決を書くことに慎重にならざるを得ない

係属中の訴訟で、「裁判官の態度が変わった」

# 司法の限界

## 原発訴訟に対する裁判所の及び腰

専門的知見の尊重  
行政判断の尊重

「司法消極主義」

## 最高裁という壁

国策転換に対する極端な消極的姿勢

「司法反動」



# 司法の限界

裁判官会同 最高裁事務総局 1979年 「環境行政訴訟事件関係執務資料」

地域住民の原告適格を広く認めるべきか否かについて、最高裁行政局が締めくくりの意見

「…次の点だけは考えておかなければならない…。原子炉における事故として…想定される最大のものは一番大きな口径の配水管の破断という事故…、その事故の起こる確率は極めてすくないということ…。

実際に被害が起きなければ救済を受けられないのではないかというような危惧が現実になる可能性というのは非常に少ないというふうにも言える…。もし、そういうふうなことが言えたとすれば、消極説に立っても実際上の不都合は生じないということが言えるように思われる。」

# 司法の限界

## 判決の事物的限界

個別サイトの具体的危険性に対する判断にならざるを得ない。

差し止めの理由が改良等で乗り越えられる可能性(ex志賀原発高裁)

同種判決の流用に限界がある。

止められないサイトが出てくる。

## 判決の効力の限界

必ずしも国が判決にただちに従うわけではない。

水俣病関西訴訟最高裁判決

B型肝炎北海道訴訟最高裁判決

原爆症認定訴訟

よみがえれ！有明訴訟高裁判決





# 原発をとめる道筋をどう考えるか

## 原発をとめるための4つの方法（海渡雄一弁護士）

1) 立法でとめる。

脱原発基本法の制定。

2) 司法でとめる。

各地の原発訴訟

3) 行政でとめる。

規制庁による規制強化で再稼働が事実上困難に。

4) 地方行政でとめる。

安全協定の同意権の不行使。

同意権つき安全協定の締結。

## それぞれを有効に機能させるには

立法府を動かし得る力量の運動。武器(判決など)の存在。  
裁判官に飛躍をさせる状況づくり。判決を活用できる構え。  
行政(官僚機構)に働きかける実行部隊。武器(判決など)の存在。  
地域に根ざした層の厚い運動団体。

→ 広大・強大・持続性のある運動



# 司法の効用

運動と裁判の役割分担。

要求の中身を明確にさせることができる。

論点を明確にさせることができる。

議論をして答えさせることができる。  
不都合な事実・主張の応答義務。

大規模な運動の持続、運動の戦略的展開のためには結  
節点が必要。

研究者が学会論戦で勝つことはとても大きいはず。



# 司法の効用

馬奈木昭雄 「水俣病裁判全史第5巻」

座談会・裁判の意義と限界を考える。

「まず、判決は何のためにとるのでしょうか。私はこれを考えるときに、われわれは何のために裁判をやったのかということと同じ意味になると思います。」

「私は、裁判をやらなくても要求が実現できるのなら、それがいちばんいいに決まっていると思っています。」

「ただ、(水俣)第1次訴訟でいえば、裁判を起こす以外にたたかう方法がなかったという状況でした。第2次訴訟、第3次訴訟がそれぞれ、裁判がたたかいを大きく前進させる道筋であるということで、いわば必然性をもって起こされた裁判でした。」

# 司法の効用

馬奈木昭雄 「水俣病裁判全史第5巻」

座談会・裁判の意義と限界を考える。

「私たちは、裁判をやる中で、国民の世論の支持をとりつけてきました。国民に訴えてゆくその中身、国民の支持を得るその内容、それらを裁判の中で具体的に明らかにしてきました。

私たちのたたかいが正当性を持ったたたかいであること、当然世論の支持を得ることができる要求なのだという、また必要な要求なのであるということ、裁判の中で明らかにしてゆきました。

それを、国民の中に訴えてゆきました。

それらのたたかいの場所として、裁判があると私は思ってきました。」

# 司法の効用

「薬害肝炎裁判史」 薬害肝炎全国弁護団

「司法の役割は国の責任の明確化であり、弁護団が司法に期待したのはその点である。

政策の変更・実現は、司法の外側で、運動により勝ち取ろうとした。

運動に力量があれば、司法に頼らない解決さえ可能である。

運動に力量が足りないとき、国の責任を明確化する点において司法に頼らざるを得ない。

しかし、司法に頼るときには、司法の限界という壁にぶち当たることも覚悟しなければならない。」



# 司法の効用

「政策形成訴訟」 中国残留孤児国賠訴訟全国弁連

「この裁判闘争を政策形成型訴訟と位置づけた関東弁護団は、それまで各人が経験してきた各種人権裁判闘争、とりわけ国を被告とする政策形成型訴訟の経験から、勝利するためには闘う主体である原告団を可能な限り多数結集することを不可欠とみなしていた。また、…全国各地で多極的に闘うことも不可欠と受け止めていた。」



# 司法の効用

豊田誠 「環境と正義12号」

「裁判と運動の両輪で闘った水俣病全国連」

「水俣病全国連が、水俣病被害者の早期完全救済を目指すという要求のため、裁判闘争を運動の主要な柱として位置づけるとともに、被害者の正当な要求を前面にすえた大衆運動を強力に展開する、そして国民運動を作り上げることを運動の基調とした。」



# 九州玄海訴訟

圧倒的多数(とりあえず1万人)が

裁判で

国をも被告として

被害を主張立証の中心にすえて





# 原発なくそう！九州玄海訴訟

## 被害を主張立証の中心にすえる理由

- 1 裁判所に勝訴判決を書かせる動機付けとしての被害論
- 2 運動を広げるための被害論
- 3 本質的加害構造を浮かび上がらせるための被害論

※すべての原発を決定的に止めるためには3が重要。



# 原発なくそう！九州玄海訴訟

「薬害肝炎裁判史」 薬害肝炎全国弁護団

「集団訴訟は「被害に始まり、被害に終わる」。運動もまたしかり、怒りと共感を原動力としなければ、真に力のある持続的な運動にならない。」

「被害は、ナマの被害、個人的な被害にとどまることなく、構造的な被害として深められなければならない。

不可抗力による病としてではなく、国・企業が安全に配慮すれば避けることのできた大規模な人災としてとらえることが必要である。

そのことにより、被害は被害者全員にとって共通のものとなり、怒りを共有しつつ、結束して運動をすることができるし、要求も統一されることになる。すなわち、私憤は公憤に成長する。」

# 原発なくそう！九州玄海訴訟

## 国を共同被告とすることの意味

加害構造において国の有責は明らか。

国の有責性を問わずに「正しい要求」たり得るか。

## 国を共同被告とすることのハードル

民事訴訟の対象にすることの困難。

非権力的行政作用による原発設置・稼働への関与を明らかにせねばならない。



## 原発なくそう！九州玄海訴訟

2012. 1. 30 佐賀地裁に第1陣提訴  
原告 1704名

2012. 3. 12 第2陣提訴  
原告 1370名

2012. 5. 30 第3陣提訴  
原告 1178名

2012. 8. 31 第4陣提訴  
原告 671名

2012. 12. 20 第5陣提訴  
原告 570名

現在 計 5493名

# 原発なくそう！九州川内訴訟

2012. 5. 30 鹿児島地裁に第1陣提訴

原告 1114名

2012. 3. 12 第2陣提訴

原告 566名

合計 1680名



# 脱原発弁護団全国連絡会議

## 効用

原発訴訟史上はじめての全国連絡会

情報共有

希少な研究者証人の有効活用

脱原発運動を全国規模で戦略的展開する道

## 課題

論点(個別の技術的問題点)の情報共有だけでも膨大な時間が必要

全国的運動の戦略的議論が不足。

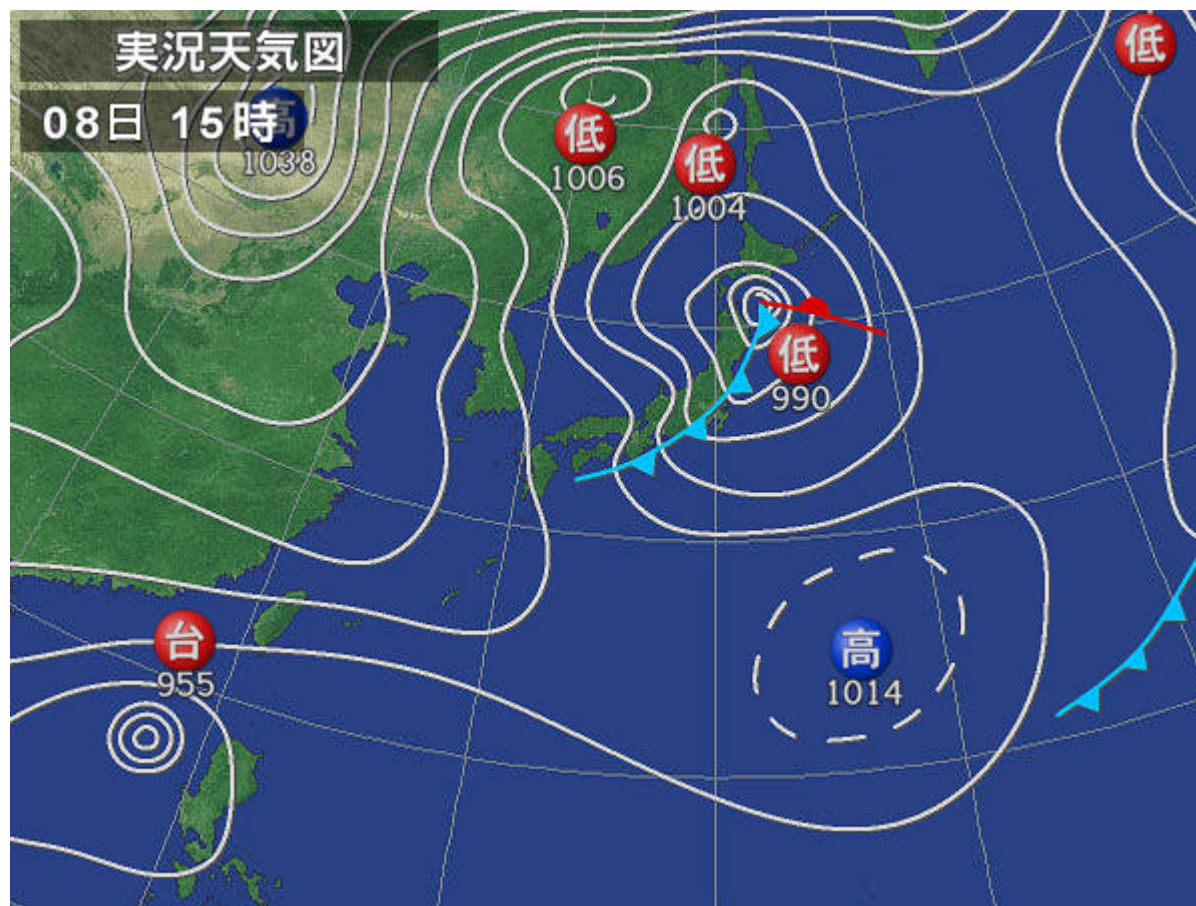


# 風船プロジェクト 第1弾





# 風船プロジェクト 第1弾



## 当日の風速

地表 4m/s  
(14km/h)

1500m 18m/s  
(64km/h)

3000m 35m/s  
(126km/h)

